

申請書類補正（追加書類提出）申告書

作成日：20△△年 △△月 △△日
申請者（実習実施者）：社会福祉法人 ○○会

技能実習生が告示第1条第1号の要件を満たす者であることを証明する書類については、追って提出します。技能実習生が受験した試験の種類等について下記のとおり申告します。

記

①対象となる技能実習生	氏名（ NGUYEN VIET NAM ） 性別（ 男 ・ <input checked="" type="radio"/> 女 ） 国籍（ ベトナム ） 生年月日（ 19△△ 年 ○○月 □□日 ）
②受験した試験の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 日本語能力試験（ <input checked="" type="radio"/> N4 ・ N3 ・ N2 ・ N1 ） <input type="checkbox"/> J. TEST 実用日本語検定 令和元年5月1日以降に実施された試験（ D-Eレベル ・ A-Cレベル ） 平成31年3月31日以前に実施された試験（ E-Fレベル ・ A-Dレベル ） <input type="checkbox"/> 日本語NAT-TEST（ 4級 ・ 3級 ・ 2級 ・ 1級 ） <input type="checkbox"/> 介護日本語能力テスト <input type="checkbox"/> 国際交流基金日本語基礎テスト
③受験日	△△△△年 △△月 △△日
④追加提出の時期（見込み）	△△△△年 ○○月 ○○日 ～ △△△△年 □□月 □□日

（注意）

新型コロナウイルス感染症の発生により、試験の都合上、試験の種類を記載していない等のやむを得ない理由がある場合は、当該受験の取りやめ料の返還はされません。

申請を行う際に、試験の可否結果がでていない等の事情で日本語能力を証明する書類を提出することができない場合には、

- 第1号技能実習：実習開始の3か月前まで
- 第2号技能実習：実習開始の2か月前まで
- 第3号技能実習：実習開始の3か月前まで

であれば、申請後に日本語能力を証明する書類を追完することができます。なお、要件となる日本語能力を満たしていない場合は認定されません。書類を追完する場合には、申請を行う際に本申告書を提出してください。